

長野大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

長野大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、長野大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、長野県旧・塩田町（現・上田市）から、資金及び土地の提供を受けて、自治体の100%出資による公設民営方式により現在地に設立され、社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部の3学部を設置している。

建学の理念として、①清爽な自然環境を十分に活かした理想的教育研究の場の建設をめざす②少人数教育により人間的接触を深め、全人的人間形成をめざす③専門的技術的教育のみに偏せず、広い社会的視野の涵養をめざす④地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす一の4項目を制定している。

建学の理念を踏まえて「長野大学憲章」を策定し、前文に大学の使命を明記するとともに、大学学則にも、大学の目的を明記している。

大学の使命・目的については、大学ホームページにおいて公開しているほか、学修ガイドや、受験生向けの大学案内パンフレット等で紹介している。

「基準2. 学修と教授」について

「長野大学憲章」に基づき、大学の求める学生の成長像を「教養ある職業人」とし、そのもとで学部ごとにアドミッションポリシーが定められ、大学ホームページ及び学生募集要項に明示されており、入学定員に沿った適切な学生数を受入れている。

各学部の専門教育課程は、カリキュラムポリシーに沿って体系的に編成されるとともに、教養教育課程の編成方針として「信州の自然・文化・風土をフィールドとし、現代社会が提起する諸問題を多角的・総合的にとらえ、自らの役割を的確に認識し実行することのできる」人材の育成を掲げている。

各学部と教育支援課が連携して学修支援に当たるとともに、学生サービスに当たっては、「学生生活実態調査」等を行い、その結果を受けて改善に努めている。

教員に5年の任期制を導入するとともに、ピア・レビューとしての授業参観を実施し、教育改革に向けた取組みを行っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、寄附行為、就業規則及び服務規程等、組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行うとともに、大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定を迅速にするため、「常務理事会」を設置し、日常的な業務を処理している。

平成26(2014)年度の学校教育法の改正に伴い、大学運営における学長のリーダーシップを確立するため、学内諸規則を見直し、教育研究に関する重要な事項については、学長が

最終決定を行うことを明文化した。

法人の理事には、教学側から学長を含め4人の教員が選任されており、法人の意思決定に参画し、経営責任を分担している。

職員のマネジメント能力の育成を図るとともに、各種資格の取得等を奨励している。

会計処理については、学校法人会計基準等に従って行うとともに、会計監査業務委託先の指導・助言を受けて、適正に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学における自己点検・評価体制は、平成9(1997)年に制定された「自己点検・評価に関する規程」に基づいて、恒常的な体制を整え、原則として、4年を一期として自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価に当たっては、各組織が保有しているデータを収集・整理して、自己点検・評価委員会において一元管理するとともに、全教職員が閲覧できるように、ポータルサイト上に掲載している。

自己点検・評価結果は全学教授会及び「常務理事会」に報告され、その課題は学長及び副学長が分担し、授業方法、学生支援等、具体的な改善に向けて検討している。

総じて、大学は、建学の理念及び使命・目的に基づいて、入学者受入れ方針であるアドミッションポリシーや教育課程の編成方針、教育方針を明確に定めて、大学が定める学生像に沿った学生の確保に努めるとともに、地域に密着した大学として、学生が「地域社会で活躍する」ことを前提に、地域との交流を通じて学ぶ活動を重視し、実施しており、社会から高い評価を受けている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.『地域に生きる』大学としての責任と地域課題の解決」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学は、建学の理念として、①清爽な自然環境を十分に活かした理想的教育研究の場の建設をめざす②少人数教育により人間的接触を深め、全人的人間形成をめざす③専門的技

術的教育のみに偏せず、広い社会的視野の涵養をめざす④地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす一の四つの項目を制定している。

建学の理念を踏まえて「長野大学憲章」を策定し、前文に大学の使命を明記している。

「長野大学憲章」の本文には、大学の全ての構成員の指針として、「教養ある職業人の育成」等、五つの基本目標を定めており、大学の学則にも、建学の理念を踏まえて、大学の目的を明記している。

大学の使命・目的及び方針については、簡潔な文章にするとともに、大学案内パンフレット、学修ガイド、大学ホームページを通じて学内外に明示、公表している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、長野県旧・塩田町（現・上田市）から、資金及び土地の提供を受けて、自治体の100%出資による公設民営方式により設立された経緯があり、「人材育成と知の拠点」を永続させるためには、地域との一層の連携が必要とことから、現在、上田市と公立大学法人化について協議中である。

教学面の特色として、「教養ある職業人の育成」と「学生が『自己成長を楽しむ』ことができる支援体制の追求」の二つを挙げている。

学生の成長を多角的に支援するため、教育の質の向上及び学生支援の拡充を継続的に図るとともに、就学・生活・就職支援などの体制を充実・強化している。

教育基本法や学校教育法に基づき学則や建学の理念、大学憲章を定め、その中で大学の使命・目的及び教育目的を適切に設定している。

学部・学科の改組転換を進めるとともに、英語・中国語等の外国語科目の拡充や「特別コース」の設定を行うなど、時代の変化に応じて適宜、教育の目的は見直されている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的については、役員・教職員の十分な理解と支持が得られており、建学の理念及び「長野大学憲章」は、大学ホームページに掲載しているほか、入学式での学長告示、新入教職員の辞令交付時の理事長挨拶で説明するとともに、学修ガイドや、受験生向けの大学案内パンフレット等で紹介している。

建学の理念及び「長野大学憲章」に基づきながら、各学部の教育目的や三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を策定し、それらをもとにして学生募集活動・教育活動を展開している。

大学の使命・目的を踏まえながら、全学教授会等の議を経て三つの方針や中期経営計画等を策定している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

「長野大学憲章」に基づき、大学の求める学生の成長像を「教養ある職業人」とし、そのもとで各学部、各学科、各入試制度のアドミッションポリシーが定められている。アドミッションポリシーはホームページ及び学生募集要項に明示するとともに、オープンキャンパス、進学相談会などで説明されている。

一般入試のほかに、AO 入試、推薦入試など多様な入試が実施されており、「アドミッションセンター運営委員会」が、入試方法、入試の合否判定、入学者受入れ方針の検討などを行っている。入試問題は、「アドミッションセンター運営委員会」が科目ごとに複数の専任教員に問題作成委員として委嘱し、作成している。

大学全体の入学定員充足率は、一時定員を下回ったが、近年は受験者数、入学者数ともに上昇傾向にあり、平成 26(2014)年からは入学定員に沿った適切な学生受入れがなされている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

「長野大学憲章」において、大学の使命・目的を明確にし、その使命・目的に連動させながら学部ごとのディプロマポリシー、カリキュラムポリシーが定められている。

各学部の専門教育課程は、「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」という四つの観点から設定されたディプロマポリシーを達成するため、カリキュラムポリシーに沿って体系的に編成されている。

教養教育課程では、編成方針として「信州の自然・文化・風土をフィールドとし、現代社会が提起する諸問題を多角的・総合的にとらえ、自らの役割を的確に認識し実行することのできる」人材の育成を掲げ、教養科目が編成されている。

教育方法・授業内容の改善のために「ファカルティ・デベロップメント委員会」が設置されている。「ファカルティ・デベロップメント委員会」のもとでは「授業評価アンケート」「教育実践交流広場」「授業参観バトンリレー」「FD 学生ワーキンググループ」などを実施して、教育方法・授業内容の改善を図っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援組織として「大学教育センター」があり、各学部の教授会・教務委員会や教育支援課と連携して学修支援に当たっている。全教員に週 2 回のオフィスアワーが設定されており、授業の相談、補習的指導に利用されている。

大学院がないため、TA 制度はないが、SA(Student Assistant)制度が活用されている。

学期末に、学生への「授業評価アンケート」が実施され、教員の教育に関する改善点の報告書とともに、ホームページ上に公開されている。

中途退学者、留年者等の減少を図るため、アドバイザー制を導入し、「学生支援検討会」「就職・教育懇談会」等が開催されている。

semesterごとに、学生支援センターと学生自治会との共同主催で「キャンパスミーティング」が開催されており、大学側が学生のさまざまな意見を知る機会となっている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

卒業要件は、各学部で定められた必修要件、選択必修要件、卒業所要単位数を満たすことが条件となっており、厳正に適用されている。

シラバスにおいて授業計画とともに、小テストの実施やレポート提出の予定が記載されており、成績評価基準が示されている。

「成績の質疑」制度が設けられ、学生の成績評価の疑義に対処している。

GPA(Grade Point Average)制度の活用については現在検討が行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「長野大学憲章」の第 1 項で「教養ある職業人の育成」、第 2 項で「学生が『自己成長を楽しむ』ことができる支援体制の追求」を掲げ、就職・進学支援を中核的な事柄と位置付けている。

教育課程では、1 年の早期から、将来の職業や仕事に対する考え方と見通しを持ち、同時に社会人として持つべき態度や思考力・判断力を身に付けるため、全学的な科目として、「職業観養成科目」を配置している。

教育課程外においても、正課科目との関係性を重視しながら、「就職ガイダンス」「就活ゼミナール」「職業人基礎能力講座」「資格・試験対策講座」等を企画・運営している。

就職及び進学の支援のため、キャリアサポートセンター及びキャリアサポート課を設け、キャリア開発、進路支援に関する諸事項の連絡調整を行うとともに、就職・進学の指導、就職先の紹介、求人企業の開拓や企業説明会の実施、就職・進学・資格関連資料の整備等を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生の学修状況については、全学生の履修登録、出席状況、単位修得状況の把握・管理を行いながら、教育支援課から提出される資料をもとに各学部の「学生支援検討会」が学部学生の必修科目の学修状況確認、課題のある学生の情報共有とその対応策を検討している。その結果を受けて担当アドバイザーが学生との必要な面談を行うなど、学生と密に連絡をとりながら教育目的の達成のために学生の学修状況の確認、支援に努めている。

学生の就職状況、就職活動に係る事業・業務計画については、毎月開催される全学教授会においてキャリアサポートセンターから報告があり、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。

「授業評価アンケート」の結果が学生に公開されるとともに、その内容を踏まえた改善のための取組みが行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生に対する健康相談や生活相談のために保健室、学生相談室等を設けるとともに、学生生活全般に関する情報把握のため、学生支援センターのもとに、これらの相談室、学部の学生委員会、「留学生支援室」「障害学生支援室」を配置し、必要に応じてゼミ担当教員、入試担当部署、キャリアサポートセンターとも情報共有を図りながら、学生を全学的な体制のもとで支援している。

学生サービスに当たっては、学生の意見等をくみ上げる機会として「キャンパスミーティング」や「学生生活実態調査」を行い、その結果を受けて改善に努めている。

学生に対する経済的支援のため、優秀な学生に対する特待生制度、災害等による被災学生に対する授業料減免、家賃補助、就職活動支援金等、独自の奨学金が整備されている。

「課外活動表彰」「夢チャレンジ制度」「強化指定部制度」により学生の課外活動を奨励・支援している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は、大学設置基準の定める必要専任教員数を満たしている。

教員が主体的に教育研究活動の業績を向上させ、教員集団の組織的協働と交流活動を推進するため、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、教員に 5 年の任期制を導入し、この間に業績評価を受けて審査に通れば継続的に在任資格を付与して再任用できるようにしている。また、ピア・レビューとしての授業参観を実施し、授業のあり方に対する相互批判・省察を行うことで、教育改革に向けた取り組みを行っている。

大学として教養教育に関する研究・開発等を通じてその総合的推進を図るために教養教育の運営に責任を持つ全学的な組織として「教養教育推進室」を設置し、教養教育の基本方針や研究・開発に関する事項、「大学教育センター」との連絡調整に関する事項等を審議している。

【参考意見】

○企業情報学部と環境ツーリズム学部では教員の年齢構成に偏りがあるので、今後、教員の採用に当たってはバランスに配慮することが望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

諸施設は耐震性を持ち、保守管理業務が適切に行われるとともに、車椅子利用学生に配慮した「バリアフリーキャンパス」の整備を進めている。

新たに「新 IT キャンパス」のインフラストラクチャーを整備し、平成 26(2014)年度から本格的に稼働させている。

適切な規模の図書館を有し、「お勧め図書」で学生の利用を支援するとともに、「国立情報学研究所」の CiNii (NII 学術情報ナビゲータ) と接続して学術情報を検索できるサービスを提供している。また、地域住民や学外者についても一定条件のもとで貸出しサービスを行っている。

授業に関する情報や、休講・補講情報、学修ガイド等はポータルサイトに掲載するとともに、出席登録システムによる出席情報も教員と学生で情報を共有している。

授業科目の性格により、それぞれの科目で定員を設定することで良好な学修環境が保たれている。

【参考意見】

○火災や自然災害に備え、全学的な避難訓練の実施が望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は、寄附行為、就業規則及び服務規程等、組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。

理事会、評議員会、全学教授会等を定期的に開催して、円滑な組織運営、学生確保等に継続的な努力を行っている。

大学設置基準をはじめとする、大学に関連する法令等の諸情報を十分に理解した上で適切に対応し、法令遵守に努めている。

労働安全衛生法及び就業規則に基づき、事故、災害、健康被害等の防止に努めるとともに、犯罪等に起因する被害の防止・軽減を図っている。

平成 22(2010)年度 4 月に、新たに「長野大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、各種ハラスメントの訴えに対応する体制を整備している。

法人の経営及び財務に関する情報、大学の教育研究に関する情報、自己点検・評価に関する情報等については、大学ホームページに掲載して公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

大学は、寄附行為に基づき理事会を適切に運営するとともに、大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定を迅速にするため、「理事会業務委任規程」に基づき、「常務理事会」を設置しており、日常的な業務を処理している。

「常務理事会」の設置により、学外理事の負担を軽減し、教学部門の調整も促進できる体制となっている。

理事は、寄附行為に基づき適切に選考されており、理事会への出席状況も適切である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は、寄附行為に基づき理事に選任され、法人と教学が一体となって意思を決定し、業務を執行できる体制がとられている。

大学の意思決定組織を整備するため、平成 22(2010)年度に、学長室及び副学長の制度を導入するとともに、教学の決議機関として全学教授会が位置付けられた。

平成 26(2014)年度の学校教育法の改正に伴い、大学運営における学長のリーダーシップを確立するため、学内諸規則を見直し、教育研究に関する重要な事項については、学長が最終決定を行うことを明文化した。

教育研究の組織体制と活動条件の整備、将来発展構想の企画立案や、人事制度の設計方針、予算の編成方針等、戦略的な事項については、学長が議長である学長室及び大学運営会議において検討が進められている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人の理事には、教学の最高責任者である学長のほか、副学長 2 人と学部長 1 人が選任されており、法人の意思決定に参画し、経営責任を分担している。

理事会には、教学から学長、副学長、各学部長及び事務局次長が出席することにより、大学における業務の執行状況を報告するなど、法人と教学のコミュニケーションは良好で、円滑な意思決定が可能となっている。

法人の監事は、寄附行為に基づき適切に選考されており、理事会が法令を遵守した適正な意思決定ができるよう、相互チェック機能を果たしている。

評議員会は、年に4回定期的に開催され、予算や事業計画について理事長の諮問に答えるとともに、役員に対して意見を述べている。また、評議員の半数以上を学外から選考することによって、学内の意見に偏らないようチェック機能を果たしている。

理事会が大学運営を担うとともに、学長は教学の最高責任者としてリーダーシップを発揮できる体制を整えている。また、職員会議には全職員が参加しており、ボトムアップ機能が発揮されコミュニケーションは活発である。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織として法人事務局と大学事務局を設置しているが、法人事務局の業務は総務課が所掌し、大学事務局の総務課と兼務している。

大学事務局には、総務課のほか教育・学生支援部（教育支援課、学生支援課、キャリアサポート課）、入試・広報課及びその他必要な事務室を置き、組織を有機的に関連させている。

定期的に課長会議を開催し、学内の諸会議の報告や連絡・調整事項等について、職員への周知を迅速にし、業務のスピードアップを図っている。

理事会・評議員会、全学教授会・大学運営会議等、主要な会議には必要に応じて関係課長が出席し、関係部署との連携や効率的な事務処理ができる体制を確立している。

職員の資質・能力向上については、大学スタッフとしての専門能力、マネジメント能力の育成を図り、各種資格の取得等を奨励している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成24(2012)年3月に「中期経営計画」が承認され、計画実現のための検討が進められていたが、現在の経営・財政状況の中で具体化できるかどうかについて、踏込んだ議論が行われた結果、学部統合及び社会福祉学部の改編計画は凍結された。

このような状況を踏まえ、今後の大学にとって最良の方法が「公立大学法人化」であるとの結論になり、現在、上田市等と具体的検討に入っている。

大学の収入の大半を学生生徒等納付金が占めているため、安定した財務基盤の確立を図るためには、教育改革とともに学生募集の改革・改善が極めて重要であると捉え積極的に取り組んでいる。

施設・設備の老朽化が進んでいるため、別途、施設整備計画を作成することとしている。

競争的外部資金の獲得についても、重要課題と認識して取組み、一定の成果が生まれている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準及び大学の関係規則に従うとともに、会計監査業務委託先の指導・助言を受けて、適正に行われている。

当初の事業計画や予算に変更が生じ、補正予算の編成が必要になった場合は、理事会において決議している。

監査法人による外部監査を年度内に 3 回実施するとともに、監事による内部監査として財務状況、業務遂行状況、理事の職務執行状況の監査を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自己点検・評価を行うため、過去の自己点検・評価において改善・向上のための方策として掲げた事項や、前回認証評価を受けた際の指摘事項につい

て進捗状況の点検などを行っている。

大学における自己点検・評価体制は、平成 9(1997)年に制定された「自己点検・評価に関する規程」に基づいて、恒常的な体制を整え実施されている。

大学は、原則として4年を一期として自己点検・評価を実施することとしており、平成 11(1999)年以降定期的に自己点検・評価及び外部評価を実施してきている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に用いるエビデンスについては、各組織が保有しているデータを収集・整理して、学校基本調査等のデータと照合した上で自己点検・評価委員会において一元管理するとともに、全教職員が閲覧できるように、ポータルサイト上に掲載している。

学生募集状況（入口）と就職状況（出口）については、前年度と比較できるフォーマットに加工して、毎月の「常務理事会」及び全学教授会に報告し、全教職員に対して、入口と出口のエビデンスを可視化することにより、学生募集上の機動的な対策や就職活動に対するきめ細かい支援ができるようになってきている。

自己点検・評価報告書については、全教職員に配信して、常時参照できるようポータルサイト上に掲載している。

社会への公表については、過去においては報告書を関係機関へ配付してきたが、近年は、大学ホームページに掲載して、全文を学外から閲覧できるようにしている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価結果は全学教授会及び「常務理事会」に報告され、その課題は学長及び副学長、学部長が分担し、具体的な改善改良に向けて検討している。

平成 25(2013)年度に実施した自己点検・評価結果の改善・向上方策の取り組み状況について、自己点検・評価委員会で検証を行い、関係部局と連携しながら改善につなげるとともに、「ファカルティ・デベロップメント委員会」が中心となって、カリキュラム、授業方法、学生支援の検証を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 「地域に生きる」大学としての責任と地域課題の解決

A-1 地域と連携した各種事業の充実と促進

- A-1-① 地域と連携した教育ならびに研究活動の推進の礎となる地域の自治体との密接な関係を結ぶことができているか。
- A-1-② 地域における高等教育機関として地域社会における生涯学習やその他のニーズに対応した教育活動を展開できているか。

A-2 「地域に生きる」大学としての教育改革と、社会的な評価

- A-2-① 「地域に生きる」大学として継続的な教育改革や、学生の成長支援の体制が強化できているか。
- A-2-② 教育改革の推進や、学生の成長支援体制の強化により、具体的な実践や成果が生まれ、社会的な評価が得られているか。

【概評】

大学は、上田市、坂城町等、周辺自治体と地域社会とのさまざまな連携活動の礎となる協定を結び、各学部の学びや研究内容等を通じた交流の促進、まちづくり、地域活性化、人材育成に寄与するとともに、多くの教職員を行政委員等として派遣している。

また、地域の教育機関との連携として、九つの高校と協定を結び、協定校を中心として、多くの教員を派遣している。

市民が参加するプログラムとして、平成 22(2010)年度から、上田市からの受託事業である「地域づくり人材育成講座」を実施するとともに、上田市内の 4 大学の教員が講師となって開講している「上田 4 大学リレー講座」を実施している。

大学教育面においても、学生が地域社会で活躍することを前提に、地域との交流を通じて学ぶ活動を重視し、実施している。

地域に生きる大学として、学部ごとに「福祉の向上に寄与できる人」（社会福祉学部）、「持続可能な地域づくりを担う人」（環境ツーリズム学部）、「企業が求める問題解決能力をもつ人」（企業情報学部）とするなど学生の成長像を定義し、それぞれの成長支援に取り組んでいる。

地域に生きる大学としての地域連携活動、教育改革、さらに、学生の成長支援体制の強化が評価された結果、新聞社が行う「大学の地域貢献度ランキング」において、私立大学で 5 年連続全国第 1 位となるとともに、日本学生支援機構の優秀学生顕彰において 7 年連続受賞等の社会的評価を受けている。

このような地域社会貢献活動は高く評価することができる。

